

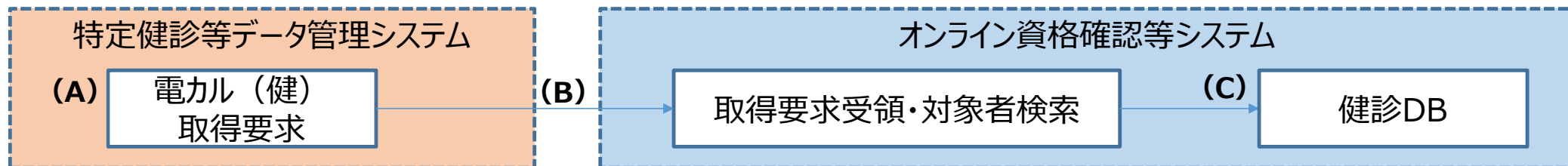
電子カルテ情報共有サービスに伴う 特定健診等データ管理システムの対応状況について

国民健康保険中央会
保健福祉部 保健事業課 特定健診係

2025年8月18日

3. 取得要求の対応イメージ

- 電カル健診結果の取得要求の方法は、「40歳未満事業者健診」の結果取得の方法と同様となる。



【電カル健診結果の取得要求をするまでの流れ】

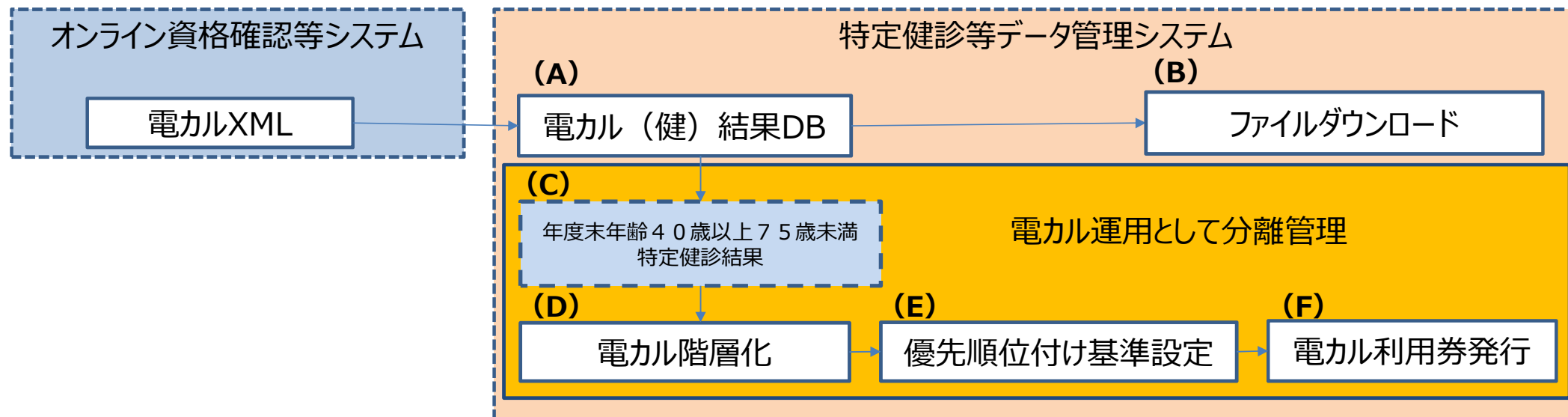
- (A) 保険者は、CSV形式で取得要求IF※を作成し、特定健診等データ管理システムのファイルアップロード画面からアップロードする。
- (B) オンライン資格確認等システムに、取得要求情報が連携される。
- (C) 取得要求該当者の健診結果データ（XML）を健診結果DBに確認する。

※取得要求IFのファイルレイアウトは以下のとおり。

項番	項目名	必須	桁数	備考
1	保険者番号	○	8	保険者番号（政令市の取扱いについては、25頁の留意事項を参照ください）
2	被保険者証等記号	-	20	被保険者証等記号
3	被保険者証等番号	-	20	被保険者証等番号
4	枝番	-	2	加入者の被保険者証記号・番号単位に設定した枝番（2桁の番号）
5	健診実施年月日(FROM)	○	8	健診実施年月日(FROM)
6	健診実施年月日(TO)	○	8	健診実施年月日(TO)
7	登録削除区分	○	1	登録削除区分 0：指定なし 1：健診情報（登録） 2：健診情報（削除）
8	健診等機関番号	-	10	健診等機関番号

4. 要求結果取得後の対応イメージ

○ 電カル健診結果の取得要求結果は、現行運用とは切り分けて下記のとおり対応する。

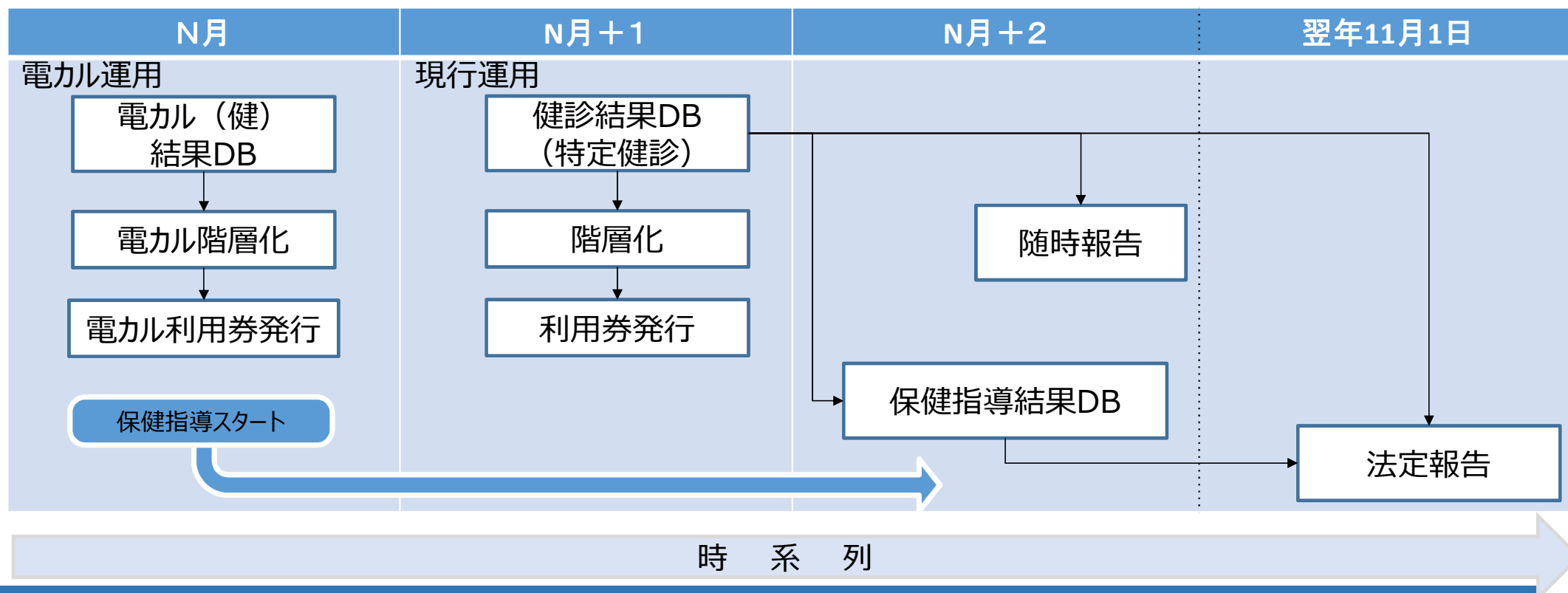


【電カル健診結果の要求結果を取得した以降の流れ】

- (A) 電カルXMLを電カル（健）結果DBにすべて格納する。
- (B) 特定健診結果とそれ以外の健診結果に分けて、横展開CSVを作成、ファイルダウンロードから結果を取得する。
- (C) 特定健診結果として連携された結果データを抽出する。
- (D) 階層化判定を行う。
- (E) 優先順位付け基準設定画面から、「電カル健診の結果」を選択し、利用券発行の対象者を絞り込む。
- (F) 電カル（健）結果に基づく、利用券が発行される。

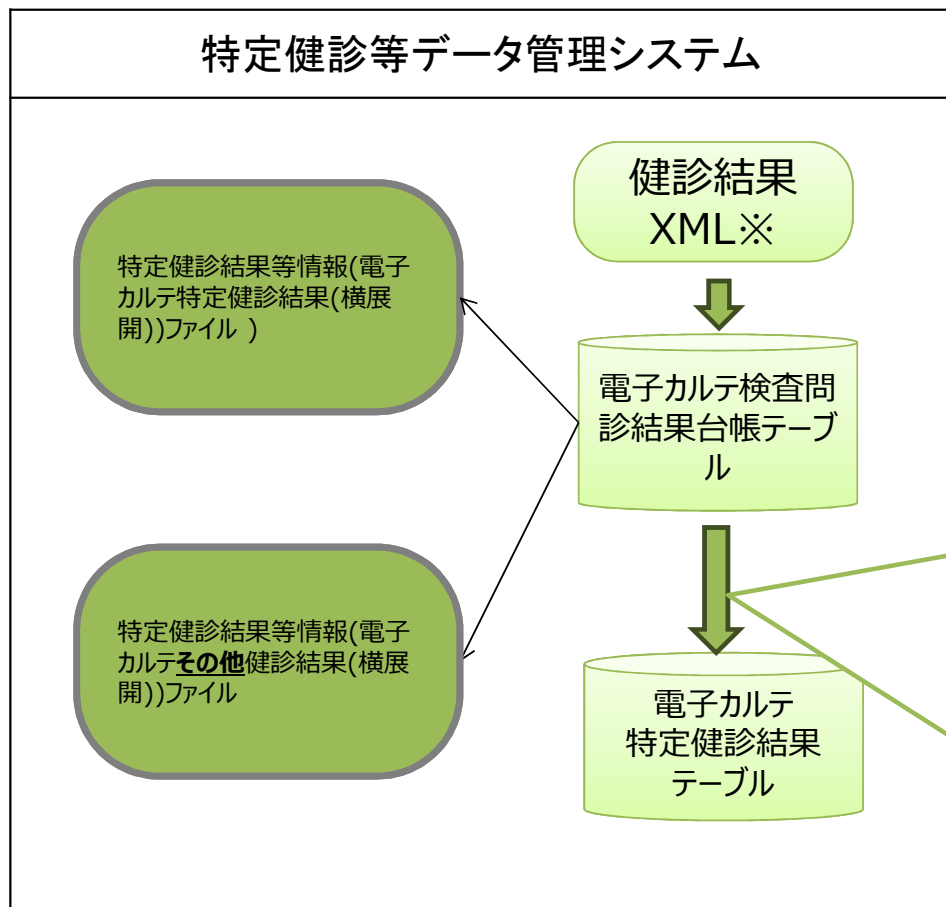
5. 特定健診等データ管理システム全体の時系列でのデータの流れ

- 電カル共有サービスを利用した場合、以下のように時系列でデータ登録がされることを想定している。
- 電カル健診結果は、階層化、利用券発行までを目的として活用する。
- そのため、現行運用にて結果データが登録されていない場合は、保健指導の結果データの登録や法定報告、随時報告は行うことができない。



(参考) 電カル共有サービスから連携された健診結果の運用想定

- ①電カル健診結果の中から、「特定健診」として電カル共有サービスから連携された結果は、階層化判定が実施され、「優先順位付け基準設定画面」の抽出対象となる。



以下の組み合わせのみ、特定健診として取り扱う。

交換用基本情報ファイル※

種別 XX : 電カル共有登録用

実施区分 1 : 特定健診情報

+

健診結果ファイル(1文書)※

報告区分10 : 特定健診情報

上記以外の実施区分の場合は、「特定健診結果等情報(電子カルテその他健診結果(横展開))ファイル」にCSVとして出力されるため、必要に応じて活用いただきたい。

なお、「高齢者の質問票」項目については、2025年10月末に改修対応する。

※正式なファイル名称「特定健診等取得結果ファイル(電子カルテ)(XML)」

(参考) ファイルダウンロードから取得できる電カル健診結果CSV

前頁のとおり、電カル共有サービスから取得した健診結果は2種類のCSVファイルに分類される。
分類は健診種別により、以下のとおり整理される。

健診種別※		特健	後期	事業者健診	学校健診	保険者	その他
XML交換情報	実施区分	1	1	4	4	8	7
XML結果情報	報告区分	10	10	41	41	80	70
CSVファイル	ファイル名	特定健診結果等情報 (電子カルテ特定健診(横展開))ファイル		特定健診結果等情報 (電子カルテ その他健診 結果(横展開))ファイル			
	ファイルID	FKHB141		FKHB142			

※健診種別については、以下のとおり（「電子カルテ情報共有サービスにおける健診結果報告書の保険者の取り扱いについて」より引用）

健診種別	説明
特健	特定健康診査
後期	後期高齢者健診
事業者健診	労働安全衛生法に基づく健診
学校健診	学校職員健診
保険者	保険者の実施する特定健診以外の健診
その他	保険者以外が行う特定健診に相当する健診